

消費者と不動産業者をつなぐ宅建情報誌

あいち

2015 December

12

平成27年11月20日発行
通巻470号
昭和61年7月12日

信頼と安心の
ハトマーク



特集 ■ 一定面積以上の大規模な土地取引には国土利用計画法に基づく届出が必要です

愛知の風景「七里の渡し」(名南)



CONTENTS

1 特集

- 一定面積以上の大規模な土地取引には国土利用計画法に基づく届出が必要です

7 information

インフォメーション

- 県有財産(土地・建物)の一般競争入札のお知らせ
- 不動産キャリアパーソン
- 第189回 通常国会で成立した宅地建物取引関連の主な法律について
- 協会ホームページにおける各種契約書式公開に関するお知らせ
- 宅地建物取引士証再交付申請(切替交付申請)について
- 愛知県住宅供給公社よりあっせん対象住宅等について

13 MONTHLY REPORT

マンスリーレポート

- 宅地建物取引士資格試験実施



愛知の風景

「七里の渡し(名南)」

(名古屋市長久区内田町)

七里の渡しは東海道における唯一の海上路で、東海道最大の宿場町である宮宿(名古屋市長久区)から桑名宿(三重県桑名市)までの海上の渡しとして定められた官道です。現在は渡船場跡(神戸浜)が「宮の渡し公園」として整備され、犬山城主成瀬正房由来の常夜灯や時の鐘が設置されています。また、近くには江戸時代を偲ばせる民家が2棟残っています。

■お問い合わせ先/名古屋観光コンベンションビューロー
TEL:052-202-1145
http://www.nagoya-info.jp/historywalking/mtr_stroll_town_01.html

地名クイズ なんと読む?

緑区鳴海町 「母呂後」

正解は13ページ左下をご覧ください。

ご存じですか?

愛知県は花の生産日本一なんです!

愛知県は、自動車に代表されるように工業が盛んなイメージがありますが、農業もとても盛んで、キャベツ、ふきや大葉など生産が日本一の品目がたくさんあります。

特に愛知県の花は、全国の生産額の約16%を占め、昭和37年以来、52年間全国1位を続けており、美しく品質の高い花を全国へお届けしております。



花の王国
あいち

花のある暮らしの推進



今月のあいちの花(12月)

シンビジウム

愛知県で生産される様々な花を知っていただこうと、月毎に「今月のあいちの花」を定め、県内の主要施設で展示するなど「花いっぱい県民運動」を進めています。

花やその香りには、身体や精神面に対する癒し効果があることが分かっています。ちょっとしたプレゼントに花を贈ってみたり、家庭や職場に季節の花を飾ってみたり、花のある暮らしを楽しんでみませんか?

シンビジウムは、日本ではコショウランと並んでポピュラーな洋ランです。出回る時期は冬から春。

年末には贈答用に立派な姿の大鉢から場所をとらない小鉢まで多くの種類の鉢が入手できます。

主産地：豊田市、東海市、南知多町



花の王国あいち県民運動実行委員会

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県農林水産部園芸農産課内

電話：052-954-6419 メール：engei@pref.aichi.lg.jp

一定面積以上の大規模な 土地取引には国土利用計画法に 基づく届出が必要です

土地は現在から将来までの国民全体のための限られた資源であり生活の基盤です。

国土利用計画法では、乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、一定面積以上の大規模な土地の取引をしたときは、契約(予約を含む。)を結んだ日から2週間以内に都道府県知事(政令指定市については市長)にその利用目的などを届け出ることとされています。【事後届出制】

次の条件を満たす土地取引に当たっては届出が必要です

取引の形態

- 売買
- 交換
- 営業譲渡
- 譲渡担保
- 代物弁済
- 現物出資
- 共有持分の譲渡
- 地上権・賃借権の設定・譲渡
- 予約完結権・買戻権等の譲渡
- 信託受益権の譲渡
- 地位譲渡
- 第三者のためにする契約

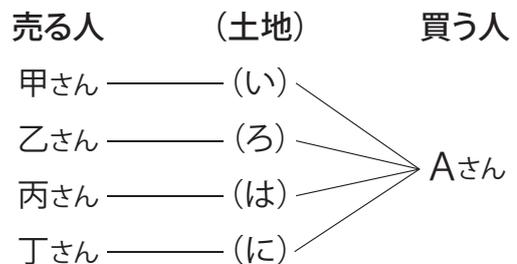
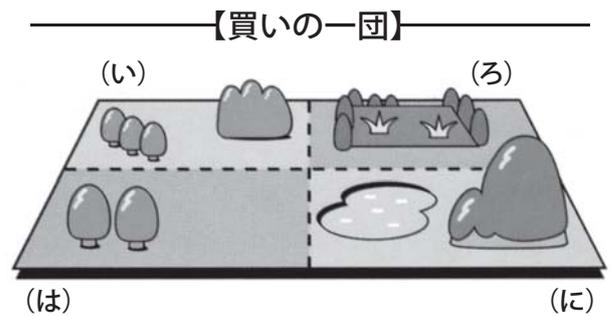
(※これらの取引の予約である場合も含まれます。)

取引の規模(面積要件)

- ① 市街化区域
.....2,000 m²以上
- ② 市街化調整区域
.....5,000 m²以上
- ③ 都市計画区域以外(①・②以外)の区域
.....10,000 m²以上

一団の土地取引(事後届出制の場合)

個々の面積は小さくても、権利取得者(売買の場合であれば買主)が権利を取得する土地の合計が左記の面積以上となる場合(「買いの一団」といいます。)には届出が必要です。



(い+ろ+は+に)が取引の規模(面積要件)の面積を超える場合は、届出が必要

事後届出制の手続きについて

届 出 者	土地の権利取得者(売買であれば買主)
届 出 期 限	契約(予約)締結日を含めて2週間以内
届 出 窓 口	土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課
主な届出事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約当事者の氏名・住所等 ● 契約(予約)締結年月日 ● 土地の所在及び面積 ● 土地に関する権利の種類及び内容 ● 取得後の土地の利用目的 ● 土地に関する権利の対価の額
提出書類 (代表的なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地売買等届出書 2部 <small>※名古屋市の場合 3部</small> ● 売買等の契約書の写し 2部 <small>※名古屋市の場合 1部</small> ● 位置図(縮尺1万~5万分の1の地図) 2部 ● 周辺状況図(縮尺2千5百~5千分の1の地図) ... 2部 ● 公図、実測図など 2部 ● 委任状(代理人をたてる場合) 2部 (正本1部、写し1部) <small>※名古屋市の場合 1部</small> ● その他参考資料
審 査 内 容	利用目的
届 出 用 紙 の 入 手 方 法 等	<p>愛知県のWebサイト(www.pref.aichi.jp)からダウンロード 市町村の国土利用計画法担当課 愛知県振興部土地水資源課 電話(052-954-6119)</p> <p>名古屋市の場合 名古屋市のWebサイト(www.city.nagoya.jp)からダウンロード 名古屋市住宅都市局都市整備部まちづくり企画課 電話(052-972-2955)</p>

Q & A コーナー

Q 契約締結日を含めて2週間以内とは、いつまでですか？
期限を過ぎた場合も届出が必要ですか？

A 契約締結日を1日目と数え14日目が期限です。14日目が土・日・祝の場合は翌開庁日になります。

期限を過ぎても速やかに届出書を提出してください。国土利用計画法違反とはなりますが、届出のない状態を放置していると悪質と判断する場合があります。

Q 一団の土地を購入するために、10人の地権者と個別に契約を行いました。
届出は1件にまとめて良いですか？

A 届出は契約毎に必要になりますから、10件の届出が必要です。なお、契約日が異なる場合は、それぞれの契約日毎に届出書の提出期限が異なりますのでご注意ください。

Q 複数市町村にまたがっている土地についての届出は、
どのように行うのでしょうか？

A 土地の存する市町村それぞれ全てに届出が必要です。

Q 土地と土地との交換は届出が必要ですか？

A 交換差金の有無に関わらず、相手に土地を譲り渡したことが実質的に対価を支払ったことになるため、取得した土地が面積要件以上であれば届出が必要です。

Q 賃貸借契約について届出は必要ですか？

A 賃料以外に、借主に返金されない対価(権利金等)が発生する場合には、届出は必要です。原則、借主に返金される予定の費用(敷金、保証金等)のみが発生する場合は、届出不要です。

Q 停止条件付きの契約であるため、実際に土地が取得出来るか分かりません。
届出は取得が確定してからで良いですか？

A 停止条件付き契約、解除条件付き契約又は予約契約であっても、契約日を基準に届出を行う必要があります。

詳しい内容・お問い合わせは

市町村国土利用計画法担当課

愛知県振興部土地水資源課

TEL:052-954-6119

名古屋市内の土地については

名古屋市住宅都市局都市整備部まちづくり企画課

TEL:052-972-2955

県有財産（土地・建物）の一般競争入札のお知らせ

県有財産(土地・建物)を次の要領で、一般競争入札により売り払います。買受けをご希望の方は、ぜひご参加下さい。

1 入札に付する物件

番号	所在及び地番	土地		交通状況・規制等	予定価格 (最低売却価格)
		地目	実測(m ²)		
1	名古屋市名東区 社台2丁目14番	宅地	1,819.86	名古屋市営地下鉄東山線「一社」駅より北東方約1,000m 名古屋市営バス「鋳物師洞」停留所より北方約10m 北側幅員約16m、東側幅員約8m、南側幅員約6.5m、西側幅員約12m 第一種低層住宅専用地域、建ぺい率50%、容積率150% 第二種住居地域、建ぺい率60%、容積率200%	ホームページ 参照
2	安城市福釜町蔵前 192番1	宅地	140.80	J R 東海道本線「三河安城」駅より南西方約 3,500m あんくるバス「蔵前」停留所より北方約 240m 東側幅員約 8.5～9m、南側幅員約 3.8m 市街化調整区域、建ぺい率 60%、容積率 200%	ホームページ 参照
3	豊田市桑原町上清 泰地254番1 【建物付土地】	宅地	1,690.01	明知鉄道「明智」駅より南東方約27,800m とよたおいでんバス「笹平口」停留所より北東方約210m 西側幅員約3.9～4.9m、都市計画区域外 ※建物①公舎(延床面積98.82㎡、昭和47年建築、木造亜鉛メッキ銅板葺平屋建) ②公舎(延床面積98.82㎡、昭和47年建築、木造亜鉛メッキ銅板葺平屋建) ③公舎(延床面積98.82㎡、昭和47年建築、木造亜鉛メッキ銅板葺平屋建) ④公舎物置(延床面積13.24㎡、昭和47年建築、木造スレート葺平屋建) ⑤公舎物置(延床面積6.62㎡、昭和47年建築、木造スレート葺平屋建)	ホームページ 参照
4	豊川西部土地区画 整理事業58街区2 一2画地(従前地: 豊川市八幡町宮下 63-3)※仮換地済	宅地	399.89 (仮換地 通知面積)	名鉄名古屋本線「国府」駅より北東約900m 豊川市コミュニティバス「八幡大池」停留所より東方約350m 西側幅員6m、第一種住居地域、建ぺい率60%、容積率200% ※当物件は仮換地中につき、仮換地数量で契約締結しますので、注意が必要です。 (本換地の際は面積が増減する可能性があります。また、本換地の際には土地区画整理事業 事業者から土地区画整理法に基づく清算金等の請求又は交付や土地区画整理事業に 要する経費(賦課金)の請求を受けることがあります。この場合には購入された方が これを清算する必要があります。)	ホームページ 参照

※予定価格未満の金額での入札は無効とします。

2 入札のしおり(申込書・契約条項等)の配付

期 間 平成27年11月20日(金)～平成27年12月14日(月)午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

場 所 愛知県総務部財産管理課(名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県庁本庁舎4階)

※財産管理課ホームページよりPDFファイルをダウンロードできます。

3 入札参加の申込みの受付

期 間 平成27年12月2日(水)～平成27年12月14日(月)午前9時～午後5時(土・日曜日を除く)
郵送による申込みの場合は、平成27年12月14日(月)午後5時必着

場 所 愛知県総務部財産管理課(〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県庁本庁舎4階)

4 入札執行の日時及び場所、現地説明会の日時及び場所

番号	現地説明会		入札執行	
	日 時	場 所	日 時	場 所
1	平成27年12月2日(水) 10時30分から	物件現地	平成27年12月25日(金) 午前10時45分から執行	愛知県自治センター 12階 会議室E (名古屋市中区三の丸2-3-2)
2	平成27年12月2日(水) 14時30分から			
3	平成27年12月3日(木) 14時00分から			
4	平成27年12月4日(金) 15時00分から			

※入札の際には、入札金額の100分の5以上の入札保証金が必要となります。 ※入札及び現地説明会には、できるだけ公共交通機関でお越しください。

お問い合わせ先

愛知県総務部財産管理課財産利活用グループ TEL:052-954-6056
財産管理課ホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/0000024582.html>)をご覧ください。

愛知県 県有財産

検索  クリック!

宅建業法「従業者への教育義務規定」への対応に！ 不動産キャリアパーソン！

テキストが新しく
なりました！！

知識・経験豊富なベテランの方にも！

宅地建物取引士の方にも！

新入社員や一般従業者の方にも！

不動産取引に関わる全ての方に最適です！

受講者全国
1万7千人突破！

不動産キャリアパーソンとは

- 不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした全宅連が実施する通信教育講座です。
- 宅建業従業者、経営者、宅建士に限らず一般消費者など不動産に関わる全ての方に受講いただけます。
- 知識や実務の再確認として、さらに会社の従業員研修としても利用されています。

お申込みから受講の流れ

◆申込方法

- ・全宅連ホームページからWEB申込
- ・都道府県協会への書面申込
※申込書は愛知宅建本部・支部にございます。
※FAXにて申込（次ページ参照）

◆受講料

都道府県協会会員およびその従業者：8,000円+消費税
それ以外の方：12,000円+消費税

- ※受講料には、通信教育費、修了試験受験料（1回分）、資格登録料全てが含まれます。
- ※お振込みの場合、手数料は受講者様負担となります。

◆教材到着・修了試験申込方法

申込後、教材と受講票ハガキが到着します。試験会場はお席に限りがございますので、教材到着後、先に修了試験のお申込をお勧めします。

- ※修了試験は受講期間内（1年間）に受験してください。1年を経過した場合、受験できなくなります。

◆学習

申込まれた試験日に向けて、各自学習を行ってください。
学習方法は教材の講座テキストとテキスト学習の補助として、インターネットからテキストの解説講義動画をご覧いただけます。



<新テキスト>

- ◎2冊に分冊化！
- ◎図表を多用するなど、より見やすく！
- ◎各編に「実務演習」を追加！



◆修了試験

各試験会場のパソコンを使用して行われます。

試験問題：全40問（4肢択一試験） 試験時間：60分 合格判定基準：40問中7割以上の正答

試験日：各都道府県指定会場において月1回以上開催

◆合格・資格登録

合格者には「不動産キャリアパーソン合格証書」が交付されます。

全宅連に資格登録申請されますと、「不動産キャリアパーソン資格登録証」とネットラップ付きカードケース、「有資格者在籍店ステッカー」が送られます。



お問い合わせ先

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会

TEL: 052-522-2575

HP: <http://www.zentaku.or.jp/public/training/career/index.html>

不動産キャリアパーソン講座 受講申込書

私は、本受講申込書の記載事項が事実であることを誓約し、
上記講座を申し込みます。

この欄には記入しないでください

受付 No	
-------	--

《下記ワケ内すべてご記入ください。》

会員区分	○会員 ○非会員、一般 ←該当する方を●		新入会員は□に✓チェック→	<input type="checkbox"/>
氏名	フリガナ			
	(印)			
性別	男 ・ 女	生年月日	(西暦)	年 月 日
現住所	フリガナ			
	〒 - ※建物名・部屋番号まで必ずご記入下さい。			
申込書内容に不備があった場合や、希望試験会場が満席の場合、教材等の発送物が届かなかった場合などにご連絡をする場合がございますので、日中に連絡が取れる電話番号を必ずご記入下さい。		電話番号		

勤務先名 (支店名含む)	フリガナ			
勤務先住所	フリガナ			
	〒 - ※建物名・部屋番号まで必ずご記入下さい。			
電話番号		F A X		

教材等送付先選択欄	(希望する送付先のいずれかの□に ✓チェックを付けてください)	<input type="checkbox"/> 現住所 <input type="checkbox"/> 勤務先
メールアドレス (携帯不可)		

免許番号 (宅建業者のみ)	知事・大臣 免許 () 第	号	宅地建物取引士	有・無
業 種	宅建業 (経営者) / 宅建業 (従業者) / 建設業 / 金融業 / 学生 / 公務員 / 団体職員 その他 () ※該当するいずれか1つに○をして下さい。			

※当講座は、(公社)全国宅地建物取引業協会連合会が実施する事業です。皆様の個人情報(申込書にご記入いただいた氏名・勤務先・メールアドレス等)は、講座の運営及び管理の為に使用するほか、本会及び関連団体の事業案内等に利用させていただく場合がございます。なお、教材の発送、受験の採点、合格証・資格登録証の発行、受講者のコンピューター管理については株式会社日建学院に業務委託していますので、教材の発送、合格証・資格登録証の送付は、株式会社日建学院より行われます。また、当講座の受付業務については全宅連傘下の都道府県宅建協会に業務委託しています。これらの委託先では、上記の業務を遂行するため皆様の個人情報を保有していますが、委託事業者である本会は、個人情報保護法の趣旨に基づき、委託先における個人情報の取り扱いが適切に行われるよう、厳重に管理・監督しております。

支部使用欄

受付日	平成	年	月	日	受付
担 当	宅建協会		支部		印

第189回 通常国会で成立した 宅地建物取引関連の主な法律について

第189回 通常国会(平成27年1月26日～9月27日)において、以下の宅地建物取引関連の法律が成立・公布されましたのでお知らせ致します。

第189回国会(通常会) 平成27年1月26日～平成27年9月27日で成立した宅地建物取引関連の主な法律

法律名	所管	成立日	公布日	施行日	備考
水防法等の一部を改正する法律	国土交通省	平成27年5月13日	平成27年5月20日	平成27年7月19日	多発する浸水被害への対応を図るため、想定し得る最大規模の洪水・いわゆる内水・高潮に係る浸水想定区域制度への拡充、雨水貯留施設に係る管理協定制度の創設等の措置を講ずるほか、下水道管理をより適切なものとするため、下水道の維持修繕基準の創設等所要の措置を講ずる。
地域再生法の一部を改正する法律	内閣府	平成27年6月19日	平成27年6月26日	平成27年8月10日	地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置を追加する等の措置を講じる。
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第5次地方分権一括法)	内閣府	平成27年6月19日	平成27年6月26日	・直ちに施行できるもの →公布の日 ・地方公共団体において条例制定や体制整備が必要なもの →平成28年4月1日他	農地転用許可に係る権限委譲等、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の委譲等について、関係法律の整備を行う。
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	国土交通省	平成27年7月1日	平成27年7月8日	公布から1年以内。ただし、4、7等の規定は、公布の日から2年以内。	社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等を講ずる。

※民法(債権法)の改正を内容とする「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」は、今通常国会に提出されましたが、審議未了により継続審議となっております。

なお、国土交通省では、民法改正を前提とした売買契約書及び賃貸借契約書の改訂に係る検討会を設置し検討しております。

会員の皆様へ 協会ホームページにおける各種契約書式公開に関するお知らせ

民法改正の動向を踏まえ、平成28年4月より愛知宅建作成の契約書式を廃止し、全宅連版の契約書式に準拠したものに全面改訂します。

それに伴い、平成28年4月以降、協会ホームページにおいて、愛知宅建作成の契約書式をダウンロードすることが出来なくなりますので、ご注意ください。

なお、平成28年4月以降は協会ホームページに全宅連の契約書式ダウンロードサイトのリンクを掲載しますので、そちらをご利用下さい。

<参考>

全宅連契約書式は(<http://www.zentaku.or.jp/download/>)よりご利用になれます。全宅連の会員専用ID及びパスワードについて、ご不明な場合は、事務局までお尋ね下さい。

宅地建物取引士証再交付申請（切替交付申請）について

平成27年4月1日から宅地建物取引業法の改正により、「宅地建物取引主任者」は「宅地建物取引士」となりました。

宅地建物取引士証へ切替をご希望される方については、下記の通り申請することができます。

※有効期限に応じた申請期間を設けておりましたが、どなたでも申請できることとなりました。

※有効期限内の取引主任者証については、宅地建物取引士証とみなされ、引き続き有効であり、宅地建物取引主任者証をそのまま使用することができます。

< 宅地建物取引士証への切替方法 >

① 必要書類

- (1) 宅地建物取引士証再交付申請書（様式第7号の5）
※協会窓口にて用意しております。記名・押印（シャチハタ等は不可）が必要です。
- (2) 顔写真 1枚（無帽・無背景・上半身、タテ3cm、ヨコ2.4cmのカラー写真）
- (3) 印鑑（シャチハタ等は不可）
- (4) お手持ちの主任者証
- (5) 運転免許証、パスポートなどの本人確認ができる書類
- (6) 再交付申請手数料 4,500円
- (7) 392円分の切手（後日、宅建士証郵送希望の方のみ）

② 申請方法

申請者本人が下記の窓口にて申請してください。

※登録事項（氏名、住所等）に変更がある方は再交付申請の前に変更登録申請が必要です。

※他県にお住まいの方は、宅建協会（052-524-5221）までご相談ください。

③ 申請窓口

（公社）愛知県宅地建物取引業協会（名古屋市西区城西5-1-14）

※愛知県建設部建設業不動産課窓口では交付致しません。

④ 有効期間

お手持ちの主任者証と同じ期間です。

⑤ 交付日

毎週火曜日に申請締切、その週の金曜日にお手持ちの主任者証と引き換えに交付致します。

お問い合わせ先

（公社）愛知県宅地建物取引業協会

〒451-0031 名古屋市西区城西5-1-14

TEL: 052-524-5221（宅地建物取引士講習会専用）

賃貸住宅等情報 愛知県住宅供給公社よりあっせん対象住宅等について

●一般賃貸住宅

(家賃に※の印がある住宅は、減額を受けられる場合があります。(条件あり))

地区	住宅名	所在地	間取り	家賃(円/月)	交通機関等
北区	大曽根併存	山田二丁目11番62号	3DK他	※53,200・56,200	地下鉄大曽根・平交通徒歩約15分
	大曽根中切	山田二丁目11番11号 川中町4番3号	3DK	※65,000・68,000	市バス山田徒歩約4分 市バス中切町四丁目徒歩約2分
昭和区	サンコートこきそ	緑町三丁目8番地	2LDK他	※78,800~108,700	地下鉄御器所徒歩約3分
中村区	高道	高道町一丁目5番	3DK	※65,000	地下鉄本陣徒歩約6分
港区	当知東	入場二丁目105番地	3DK他	※42,300~59,400	あおなみ線名古屋競馬場前徒歩約13分
南区	サンコート呼続	呼続一丁目3番9号	1R	53,000~61,000	名鉄本線呼続徒歩約3分
緑区	鳴子第6	鳴子町四丁目49番地	3DK	※56,300・59,300	地下鉄野並徒歩約20分
天白区	山根台第1・第2	山根町232番地他	2LDK・3DK	※44,200~60,000	市バス山根町徒歩約4分
	サンコート八事	弥生が岡217番地他	1DK他	68,500~125,000	地下鉄八事徒歩約5分
名東区	平池	社が丘四丁目101番地	2LDK他	※49,200~64,400	地下鉄本郷徒歩約10分
千種区	城木	城木町一丁目34番地	2K他	※47,800~79,800	地下鉄吹上徒歩約7分
	サンコート高蔵寺西	高蔵寺町一丁目31番地	3LDK	75,000	JR中央本線高蔵寺徒歩約9分
春日井市	サンコート高蔵寺北	高蔵寺町北三丁目2番地11	3DK他	72,000	JR中央本線高蔵寺徒歩約3分
	サンコート春日井	上条町一丁目93番地	3LDK	77,000・78,000	JR中央本線春日井徒歩約3分
	サンコート庄名	庄名町111番地	3LDK	72,000	名鉄バス円福寺前徒歩約5分
清須市	サンコート西枇杷島	西枇杷島町泉40番地	2DK他	※49,600~77,500	名鉄本線西枇杷島徒歩約5分
	ニツ杵	西枇杷島町芳野二丁目58-1	2LDK・3DK	※57,000~61,000	名鉄本線ニツ杵徒歩約5分
小牧市	サンコート桃花台	城山三丁目5番地他	3LDK他	49,600~72,300	都市間高速バス桃花台東徒歩1分
蟹江町	富吉	富吉四丁目144番地	2LDK	※42,100	近鉄名古屋線富吉徒歩約3分
	第3富吉	富吉四丁目140番地	2LDK	※55,000	
高浜市	サンコート三高	春日町五丁目165番地	2LDK他	※48,600~70,200	名鉄三河線三河高浜徒歩約1分
田原市	サンコート田原	東赤石三丁目7番地	1LDK・3DK	※39,300・49,700	豊鉄渥美線三河田原徒歩約4分

(注) 先着順受付のため、申込済となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

●賃貸事務所

事務所名	所在地	賃貸料(円/月)	専用面積(m ²)	交通機関等
中切住宅併存事務所	名古屋市北区川中町4-3	75,600	61.21	市バス中切町四丁目徒歩約2分

●賃貸店舗

店舗名	所在地	賃貸料(円/月)	専用面積(m ²)	交通機関等
県営辻町住宅併存店舗	名古屋市北区辻町一丁目32-1	108,000	76.04	市バス辻本通徒歩約3分
中切住宅併存店舗	名古屋市北区川中町4-3	54,000	15.9	市バス中切町四丁目徒歩約2分
菱野第3住宅併存店舗	瀬戸市菱野台一丁目3	74,520	71.04	名鉄バスセンター前徒歩約2分
サンコート田原住宅A棟併存店舗	田原市東赤石三丁目7	137,484	97.93	豊鉄渥美線三河田原徒歩約4分

(注) 賃貸店舗の業種は、既に入店されている方(下記)と同業又は競合される方は申込みできません。また、風俗営業等業種によってはお断りする場合があります。

■入店済及び手続き中業種

- 辻町: 医療施設(内科・歯科)、理容、薬品、寿司、喫茶軽食、お好み焼き、弁当、青果、デイサービス
- 菱野第3: 陶器、時計・メガネ、カメラDPE、外国人生活支援、接骨院、和食
- サンコート田原: 美容室、音楽教室、化粧品、ペーカリー

- ※賃貸料は、税込みの月額です。
- ※スケルトン貸しになります。
- ※先着順受付のため、申込済となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

会員があっせんした入居(店)希望者が所定の手続きを経て契約が成立した場合は、一戸(店)につき、あっせんにかかる家賃等の一ヶ月に相当する額が会員に支払われます。

お問い合わせ先

愛知県住宅供給公社 賃貸住宅課 TEL: 052-954-1356

●宅地

団地名	所在地	宅地数	宅地番号	譲渡価額(万円)	宅地面積(m ²)	交通
シーサイド田原光崎	田原市光崎地内	2	2-2-9 2-8-4	865 1,116	205.35 (62.11坪) 322.44 (97.53坪)	豊橋鉄道渥美線「三河田原」駅から車で約10分
シーサイド吉良	西尾市吉良町吉田東中浜地内	12	6-6 7-3 7-4 7-5 7-7 7-8 7-14 15-1 15-2 15-3 20-2 20-3	657 ~ 812	199.90 (60.46坪) ~ 217.79 (65.88坪)	名鉄西尾線・蒲郡線「吉良吉田」駅から徒歩5分

(注) ①先着順受付をしていますので、申込み済みとなる場合があります。
②申込受付時には、総務企画課まで空き宅地であることの確認をお願いいたします。

お問い合わせ先

愛知県住宅供給公社 総務企画課 TEL: 052-954-1331

宅地建物取引士資格試験実施

宅地建物取引士資格試験は、宅地建物取引業法第16条の2の規定に基づき、国土交通大臣より指定試験機関として指定を受け、愛知県知事からの委任を受けた(一財)不動産適正取引推進機構からの実施依頼に基づき、本会が宅地建物取引士資格試験の実施を通じ、宅地建物取引を適切に実施できる人材を輩出することを目的として実施しております。

平成27年度の申込者数は13,518名となり、愛知県下12会場にて実施し、試験を適正に実施するために、9月25日(金)に名古屋市公会堂において、宅地建物取引士資格試験の本部員、監督員等を対象に説明会を開催しました。

説明会は、木全紘一会長、二村伝治人材育成委員長長の挨拶及び総括監督員の紹介の後、「試験当日の業務について」DVD上映し、「試験

実施要項について」の説明を行いました。

試験当日の留意事項として試験は年1回のため、受験者が安心して受験できるよう必要な誘導を行い、災害時における対応や、不正受験防止及び試験室巡回に際して靴音の配慮など、良好な受験環境の確保を図り、試験を公正かつ確実に実施するための説明を行いました。

試験は10月18日(日)に50問(登録講習修了者は45問)・四肢択一による筆記試験、試験時間は13時から15時まで(登録講習修了者は13時10分から15時まで)行われ、11,082名の方が受験され、適正かつ円滑に試験を実施することができました。

なお、合格発表は12月2日(水)に当協会本部及び各県民相談室、(一財)不動産適正取引推進機構のホームページにおいて発表されます。



木全紘一会長



二村伝治人材育成委員長



総括監督員

全 国	申込者数	受験者数
一般	196,732名	153,139名
登録講習修了者	46,467名	41,720名
全 体	243,199名	194,859名

愛 知 県	申込者数	受験者数
一般	11,043名	8,826名
登録講習修了者	2,475名	2,256名
全 体	13,518名	11,082名

会 員 の 皆 様 へ

本部事務局 年末年始休暇のお知らせ

本部事務局は、**12月29日(火)**から**1月4日(月)**まで、
年末年始の休暇になります。

なお、12月28日(月)〈仕事納め〉と1月5日(火)〈仕事始め〉は
平常業務を行いませんので業務連絡等
ご配慮いただきますようお願い申し上げます。



※ハトマークあいち1月号は、新年1月上旬頃のお届けになります!

不動産業は信頼と安心の ハトマークの宅建協会で

全国約10万会員、県内約5,700社（約90%）の宅建業者が加入する
業界最大のネットワークと豊富な会員支援ツールが貴社の成功をサポートします！
不動産業をはじめめるなら、信頼と安心のハトマークの宅建協会と一緒に仕事をしましょう！

宅建協会入会メリット

- merit** ① 業界最大のネットワーク!全国47都道府県に約10万社、
県内の宅建業者約90%（約5,700社）がハトマークの仲間!
- merit** ② 営業保証金の供託免除で開業時の費用負担を大幅に軽減!
- merit** ③ 最新の業界情報をホームページ・会報誌・FAX・毎月の送付物で提供!
- merit** ④ 豊富な物件情報をリアルタイムで活用!レインズも利用できます!
- merit** ⑤ 充実の各種研修・教育制度で知識修得をバックアップ!
- merit** ⑥ 会員専用の各種契約書等書式の利用で事務負担が軽減!
- merit** ⑦ 会員向け法律相談で弁護士相談が無料!
- merit** ⑧ 取引に安心と信用を与える手付金保証制度、手付金等保管制度が利用できます!
- merit** ⑨ 県下15支部の地域ネットワークが心強い味方!
- merit** ⑩ 会員限定の長期固定・低金利の全宅住宅ローンが取り扱えます!
- merit** ⑪ 業務支援組織「愛知宅建サポート株式会社」の各種事業を利用して収益アップ!

不動産開業・入会のご相談はお気軽にご連絡下さい。

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 TEL:052-522-2575

ハトマーク



シンボルマーク（ハトマーク）は、私達がこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味し、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。またREAL（不動産の、本当の）PARTNER（仲間、協力しあう）は会員とユーザーがREAL PARTNERとなり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークにこめたものです。

愛知県宅建協会のホームページ

<http://www.aichi-takken.or.jp/>

Eメール: takkeninfo@aichi-takken.or.jp

- 編集 集/人材育成委員会
- 編集発行人/委員長 二村 伝治
- 発行所/公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会
名古屋市西区城西5-1-14 愛知県不動産会館
TEL:052-522-2575(代)
平成27年11月20日発行 通巻470号

本誌内容の無断転載はご遠慮下さい。

転載ご希望の方は、協会本部事務局まで
必ずお問い合わせ下さい。

TEL:052-522-2575